

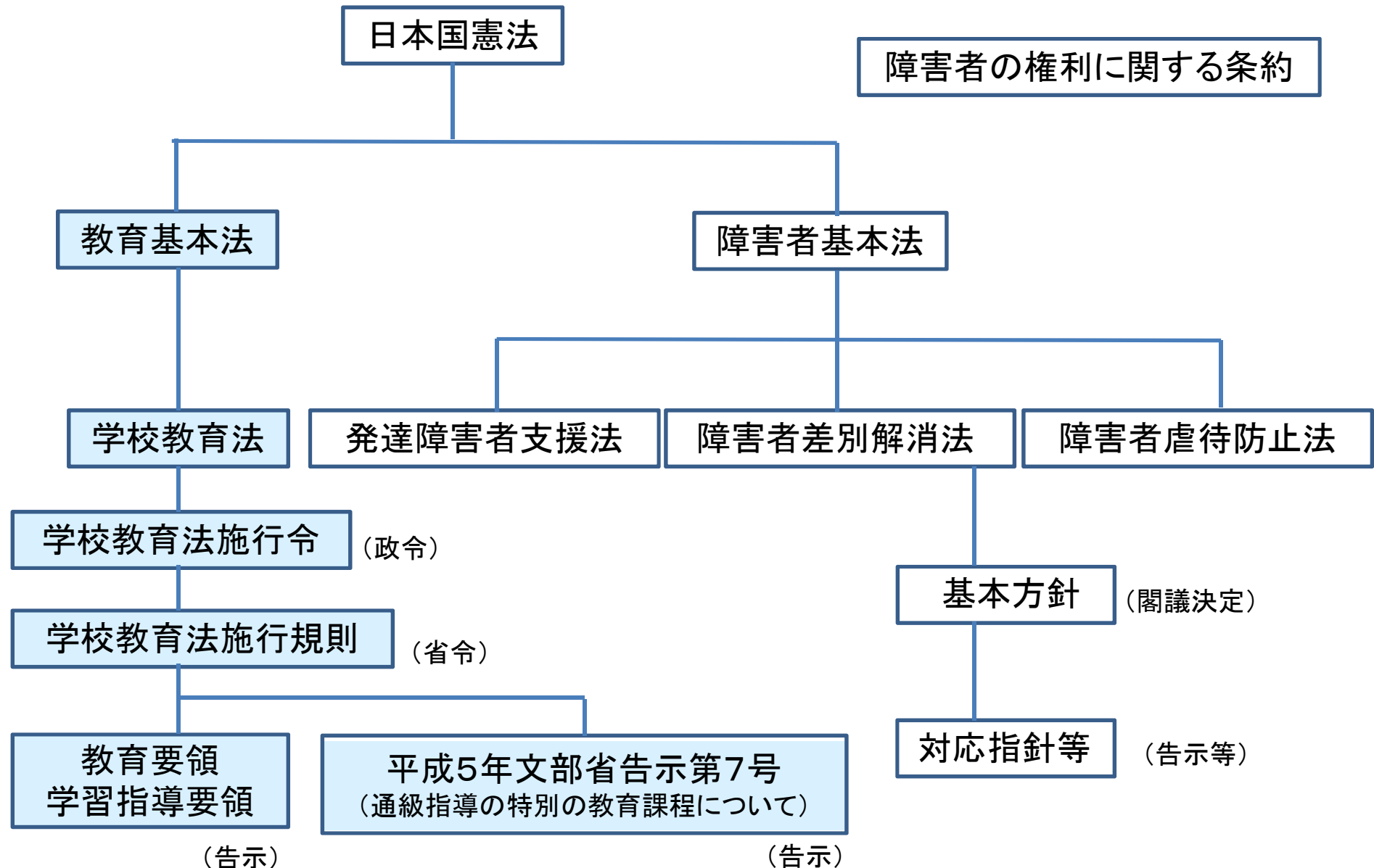
高等学校における特別支援教育の 現状と課題について

特別支援教育とは

- 障害のある幼児児童生徒の**自立や社会参加**に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、
- 幼児児童生徒**一人一人の教育的ニーズ**を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、**適切な指導及び必要な支援**を行うもの。
- 発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。

※特別支援教育の推進について(平成19年文部科学省通知)より

特別支援教育に関わる法令等



日本国憲法・教育基本法 関連条文(抄)

○日本国憲法(昭和二十一年憲法)

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

○教育基本法(昭和十八年法律第二十号)

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

学校教育法 関連条文(抄)

○ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

特別支援教育の歴史 明治～昭和

- 明治23年 改正小学校令
・市町村立・私立の盲啞学校を設置できることを規定
- 大正12年 盲学校及聾啞学校令
・盲啞学校を盲学校と聾啞学校に制度上分離
・道府県の設置義務を明記
- 昭和16年 国民学校令施行規則
・養護学級又は養護学校を編成できることを規定
- 昭和22年 学校教育法
・盲・聾・養護学校、小・中学校の特殊学級 制度化
※就学義務の施行期日は別に定めることとされた
- 昭和23年 盲・聾学校 就学義務化
- ＜昭和27年 文部省初等中等教育局に特殊教育室 設置＞
- ＜昭和46年 国立特殊教育総合研究所 発足＞
- 昭和54年 養護学校 就学義務化
小・中学部における「訪問教育」本格実施

特別支援教育の歴史 通級による指導と高等学校を中心に

- 平成5年** 学校教育法施行規則
・小・中学校における「通級による指導」制度化
- 平成9年 高等部における「訪問教育」開始
- 平成18年 小・中学校における「通級による指導」の対象に
学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)を追加
- 平成19年** 学校教育法一部改正
・幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育を明記
- 平成21年** 3月 発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における進路に関する分析
8月 高等学校における特別支援教育の推進について(報告)
- 平成23年 高等学校の特別支援教育支援員配置の地方財政措置 開始
※小・中学校は平成19年度、幼稚園は平成21年度から開始
- 平成24年** 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)
- 平成26年** 個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 開始
- 平成27年 高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 開催

義務教育段階における特別支援教育の現状

(平成26年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1019万人

減少傾向

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H16年比で1.3倍

0.67%
(約6万9千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H16年比で2.1倍

1.84%
(約18万7千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万7千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H16年比で2.3倍

0.82%
(約8万4千人)

3.33%
(約34万人)

増加傾向

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒：**6.5%**程度※の在籍率

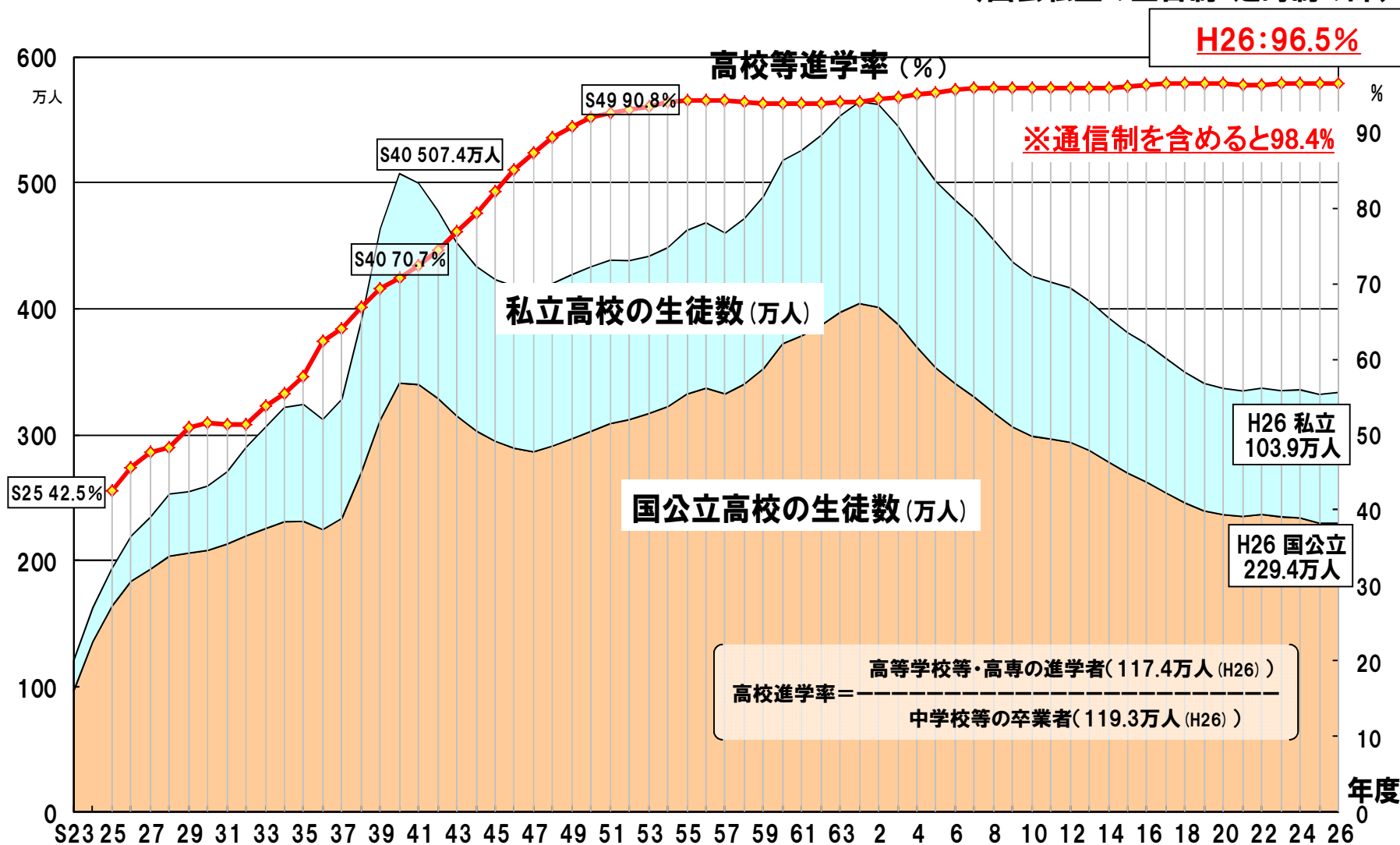
※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査(抽出)において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2,400人(うち通級：約230人))

高等学校等への進学率〔推移〕

高等学校等への進学率は着実に向上し、昭和49年度に90%を超えた

(国公立の全日制・定時制の計)



特別支援学校中学部及び中学校卒業者の状況一 国・公・私立計一

●中学校特別支援学級卒業者の約3分の1が高校等に進学。

【平成26年3月卒業者】

区 分	卒業者 A	進学者				教育訓練機関等入学者					就職者		社会福祉施設等 入所・通所者		その他	
		高校等	高等部	計	B/A	専修 (高等)	専修 (一般)	職業能 力開発	計	C/A	D	D/A	E	E/A	F	F/A
	人	人	人	人	%	人	人	人	人	%	人	%	人	%	人	%
特別支援学校 視覚障害	178	7	170	177	99.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0.6
特別支援学校 聴覚障害	440	39	401	440	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別支援学校 知的障害	7,005	28	6,883	6,911	98.7	4	—	—	4	0.06	—	—	45	0.6	45	0.6
特別支援学校 肢体不自由	1,638	15	1,588	1,603	97.9	—	—	—	—	—	—	—	16	1.0	19	1.2
特別支援学校 病弱	387	163	200	363	93.8	2	—	1	3	0.78	1	0.26	14	3.6	6	1.6
特別支援学校 計	9,648	252	9,242	9,494	98.4	6	—	1	7	0.07	1	0.01	75	0.8	71	0.7
中学校特別 支援学級	17,342	5,320	10,998	16,318	94.1	261	30	64	355	2.0	145	0.84			440	2.5

※ ①高校等：高等学校及び中等教育学校後期課程の本科・別科、高等専門学校
 ③職業能力開発……職業能力開発校、障害者職業能力開発校等
 ⑤中学校特別支援学級卒業者その他には、社会福祉施設等入所・通所者を含む。

②高等部……特別支援学校高等部本科・別科

④社会福祉施設等入所・通所者……児童福祉施設、障害支援施設等、更正施設、授産施設、医療機関

⑥四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にならない。 -9-

発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における 進路に関する分析結果 概要（平成21年3月時点）

高等学校に発達障害等困難のある生徒が一定数おり、特に定時制・通信制に多い。

【分析結果】

調査対象の中学校3年生のうち、発達障害等困難のある生徒の割合は約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしている。

これらの高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の、高等学校進学者全体に対する割合は約2.2%。

課程別		学科別	
全日制	1.8%	普通科	2.0%
定時制	14.1%	専門学科※1	2.6%
通信制	15.7%	総合学科※2	3.6%

※1:専門教育を主とする学科 ※2:普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

【調査対象】

平成14年度の文部科学省全国調査※に準じた方法で、実態調査を実施した中学校における平成20年度卒業の生徒の一部について実施（対象生徒数約1万7千人）。

※「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」

【実施方法】

平成14年度の文部科学省全国調査に準じた方法で、平成18年度以降に実態調査を実施した中学校の3年生の一部を対象として、各中学校において発達障害等困難のある生徒の卒業後の進路を分析・推計※

※ 学級担任を含む複数の教員により判断したものであり、医師の判断による発達障害のある生徒の割合を示したものではない。

平成25年度公立高等学校入学選抜における「障害のある生徒」※1 に対する配慮の件数※2(文部科学省調査)

支援内容 障害種	実際に行った配慮内容																		合 計	平成24年度との比較	
	問題用紙・解答用紙の拡大	口述筆記	出題文の漢字にルビを振る	問題文の読み上げ	面接の順番を配慮	集団面接を個人面接で実施	面接試験での話し方の配慮	ヒアリング試験での配慮・免除	受験での指示・注意事項を文書で提示	時間延長	会場・座席位置の配慮	別室受験	机・いす等の配慮（座席位置の配慮を除く）	文房具の配慮	補聴器、拡大鏡、車椅子等の補助具の使用	薬服用、インシュリン注射等の配慮	題文の読み上げを除く） 介助者等の同席（口述筆記、問題文の読み上げを除く）	保護者等の別室待機			その他
PDD※3	5		1	9	12	7	5	1	4	2	3	39	1		1	2	10	3	17	122	+51
LD※3	5		2					2		6		10		2					4	31	+22
ADHD※3	3									2	1	7			1		1		3	18	+5
視覚障害	47						1	2	1	16	17	39	5	2	43			2	8	183	-20
聴覚障害				1	2	12	54	148	48	5	289	150			135		1		43	888	+109
知的障害		8	1	17	14	3	3	1		2		26	1		4	3	21	3	13	120	-92
肢体不自由	21	4		2	2	5		14	1	41	36	99	46	6	79	3	21	33	53	466	+91
病弱・ 身体虚弱	1	2		2	8	9	1			1	19	152	10	2	27	44	4	25	28	335	+59
言語障害					3	2	6	1		10		8							4	34	+17
情緒障害			1		6	2	11	1		1	3	32	2			1		2	8	70	+27
その他	17	1		1	8	4	11	3	1	24	21	124	12	5	32	21	9	17	52	363	+89
障害種不明	1		1		1		1			2	3	12			1			3	5	30	+2
合計	100	15	6	32	56	44	93	173	55	112	392	698	77	17	323	74	67	88	238	2660	+360

※1「障害のある生徒」とは、特別支援学校及び特別支援学級等の対象者の他、障害により受験上なんらかの特別の措置が必要であると認めた者を含む。

※2 一人の生徒に複数の配慮を行った場合は、それぞれにカウントする。

※3 PDD(自閉症、アスペルガー症候群及びその他の広汎性発達障害)、LD(学習障害)及びADHD(注意欠陥多動性障害)については、医師等の診断の有無は問わない。

【参考】高等学校・高等部への進学者数の推移

「知的障害養護学校の高等部における職業教育と進路指導の現状と課題」(抄)
大南英明(帝京大学文学部紀要 教育学第25号 平成12年1月31日発行)

養護学校高等部の整備が進むに伴い、養護学校中学部、中学校特殊学級卒業者の進路に大きな変化が出ている。…高等部への進学者が年々増加している状況が把握できる。特に、中学校特殊学級では、進学者の割合が高くなり、しかも昭和57年3月卒業者までは、高等学校への進学者が、養護学校高等部への進学者を上まわっていたが、昭和59年3月卒業者は、高等学校、高等部への進学者の数は、ほぼ同数となっている。それ以降は、養護学校高等部への進学者の数が、高等学校への進学者の数を大きく上まわるようになってきている。平成元年3月卒業者では、高等学校1に対し、高等部2.19、平成6年3月卒業者では、1:2.29、平成10年3月卒業者では、1:2.57となっている。

表8 中学校特殊学級卒業者の進路
養護学校等高等部への進学状況

年 度	高 等 部	高 校 等	進 学 率
昭和54	11.5%	26.2%	37.7%
56	15.6	24.1	39.8
58	23.2	22.7	45.9
59	25.9	21.4	47.3
60	28.3	21.2	49.5
61	31.0	20.2	51.2
62	34.9	19.2	54.1
63	37.8	17.2	55.0
平成元	39.7	16.9	56.6
2	39.5	18.1	57.6
3	42.5	18.0	60.5
4	44.1	21.2	65.3
5	47.2	20.7	67.9
6	52.1	18.6	70.7
7	53.2	20.6	73.8
8	56.6	20.5	77.1
9	57.2	22.3	79.5

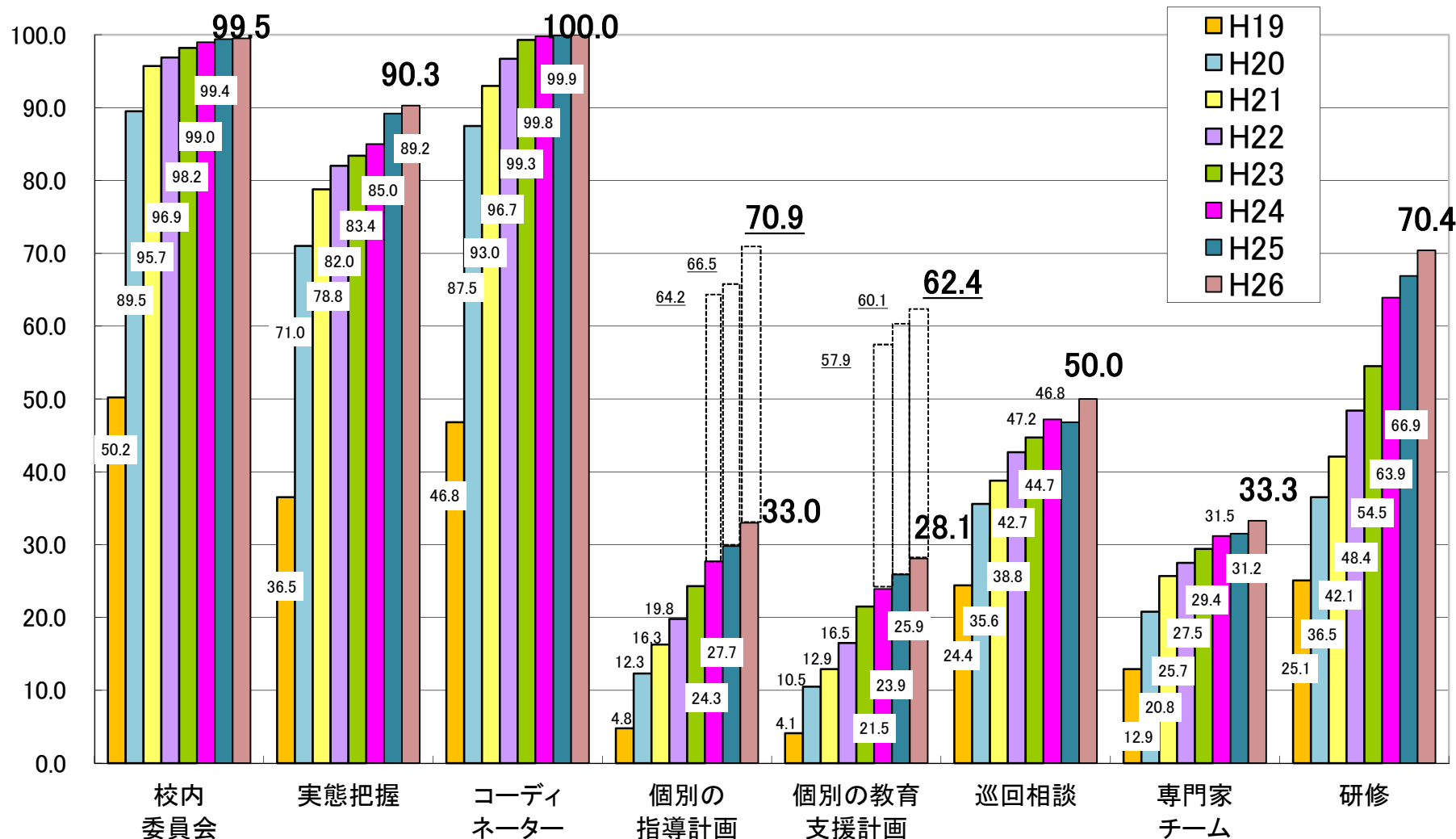
表9 中学校特殊学級卒業者の進路

年 度	卒業者数	進 学 者		教育訓練 機関等 入所者	就 職 者	そ の 他
		高校等	高等部			
昭和52	14,055	3,802		2,308	5,757	2,188
54	13,289	3,472	1,525	1,875	5,198	1,199
56	11,124	2,684	1,740	1,568	4,065	1,067
58	11,493	2,609	2,671	1,416	3,621	1,176
59	11,156	2,388	2,864	1,363	3,341	1,180
60	11,759	2,491	3,325	1,396	3,216	1,331
61	11,615	2,352	3,606	1,236	3,075	1,346
62	11,353	2,181	3,958	1,138	2,845	1,231
63	11,272	1,942	4,256	1,066	2,823	1,185
平成元	10,372	1,751	4,116	910	2,461	1,134
2	10,189	1,840	4,029	907	2,428	985
3	9,380	1,684	3,989	815	2,050	842
4	9,532	2,021	4,202	761	1,725	823
5	8,951	1,850	4,228	752	1,346	775
6	8,229	1,531	4,285	641	1,072	700
7	7,946	1,640	4,224	549	886	647
8	7,795	1,599	4,412	489	738	557
9	8,126	1,809	4,648	477	618	574

・その他には児童福祉施設・医療機関入所者を含む

公立高等学校における体制整備状況の推移

○ 平成19年度以降、体制整備は年々進みつつある。

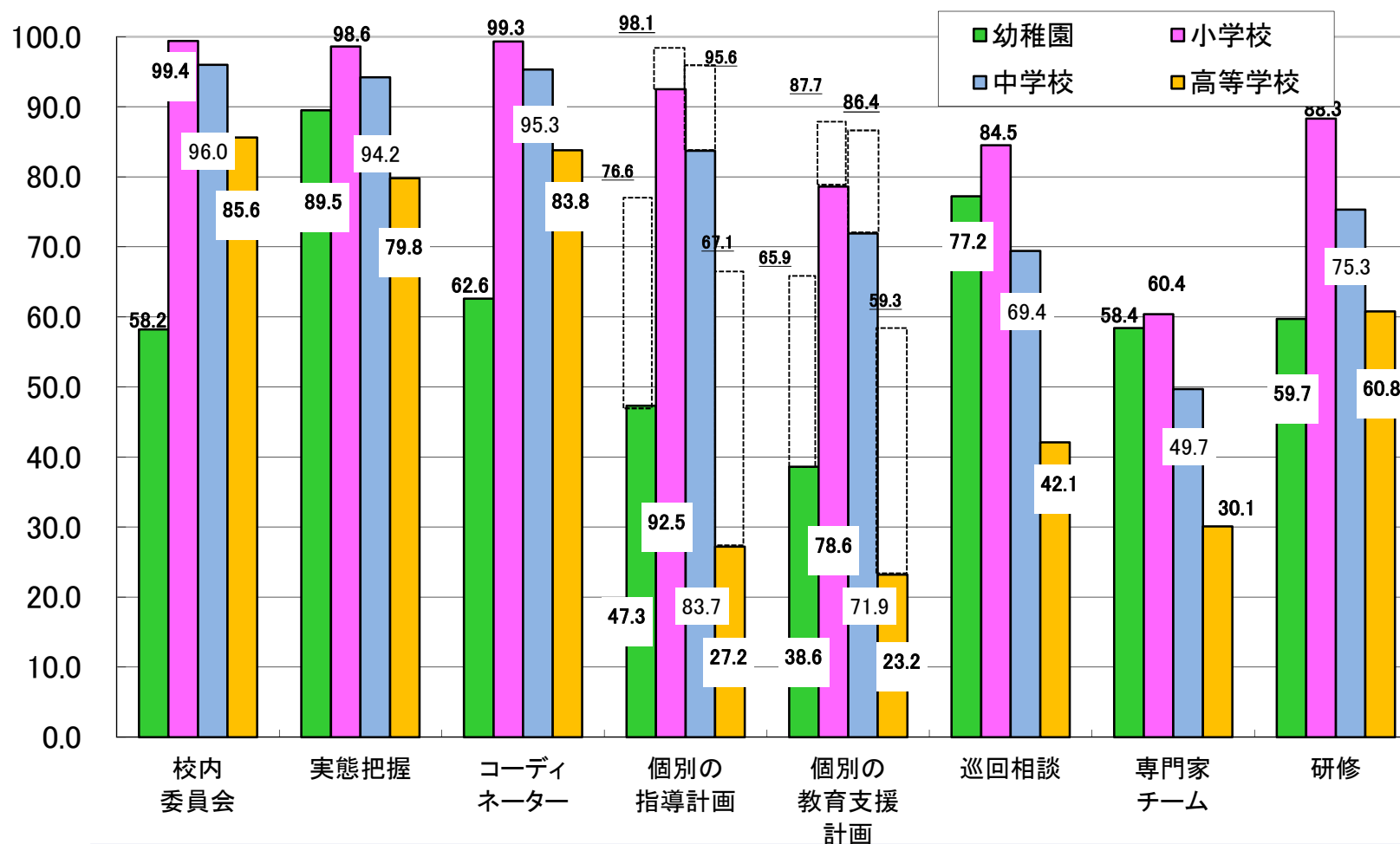


※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

高等学校における体制整備状況の課題

○ 小・中学校と比較すると、高等学校の体制整備は依然として課題といえる。

国公立計・幼小中高別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成26年度)



※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

特別支援教育支援員の地方財政措置について

【27年度措置額：約569億円(26年度措置額：約530億円)】

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費(拡充)

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	平成27年度	平成26年度
幼稚園	5,600人	5,300人
小・中学校	43,600人	40,500人
高等学校	500人	500人
合計	49,700人 (事業費:約569億円)	46,300人 (事業費:約530億円)

平成19年度～:公立小・中学校について地方財政措置を開始

平成21年度～:公立幼稚園について地方財政措置を開始

平成23年度～:公立高等学校について地方財政措置を開始

特別支援教育支援員 地方財政措置・活用人数の推移

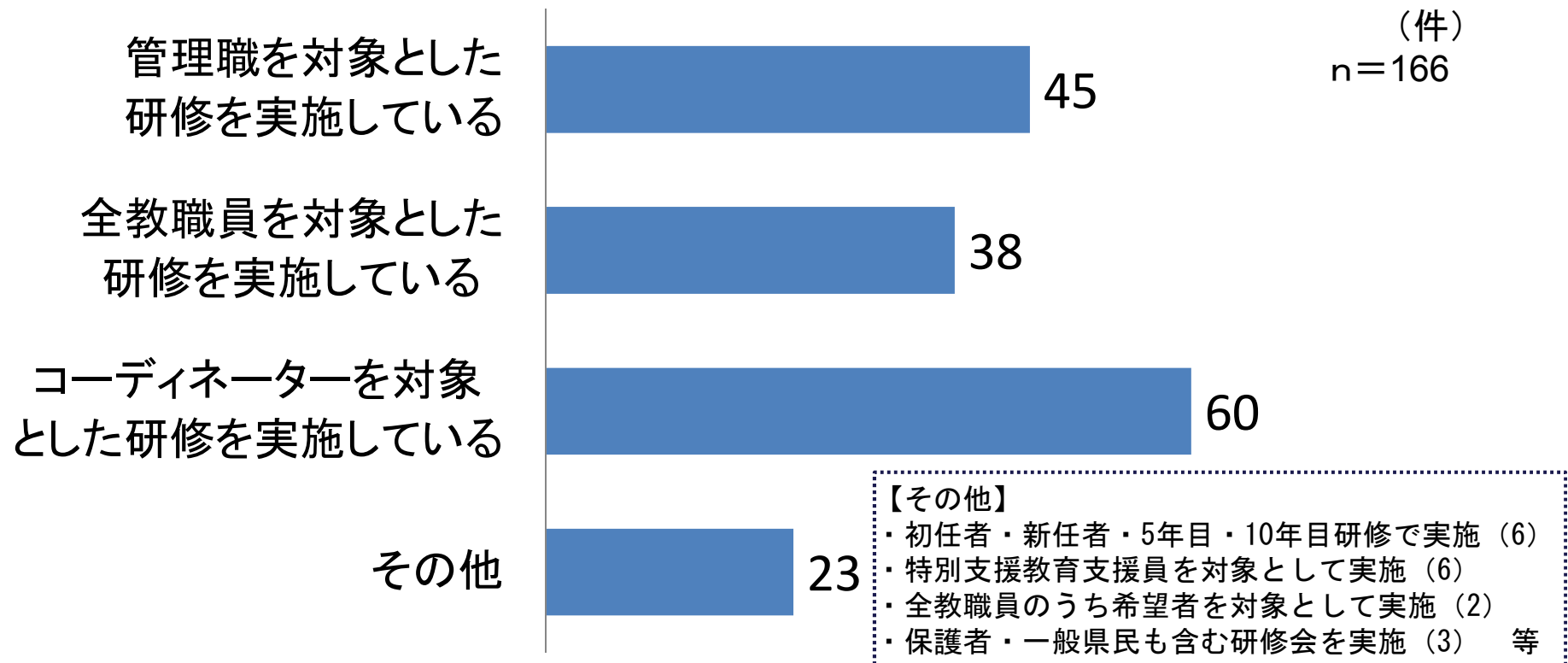
	幼稚園		小・中学校		高等学校		計		地財措置額
	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	
18年度	—	3,299	—	18,200	—	226	—	21,725	—
19年度	—	3,513	21,000	22,486	—	278	21,000	26,277	約250億円
20年度	—	3,437	30,000	26,092	—	224	30,000	29,753	約360億円
21年度	3,800	3,779	30,000	31,173	—	219	33,800	35,171	約387億円
22年度	3,800	4,252	34,000	34,132	—	341	37,800	38,725	約435億円
23年度	4,300	4,460	34,000	36,524	500	367	38,800	41,351	約443億円
24年度	4,500	4,807	36,500	39,371	500	443	41,500	44,621	約476億円
25年度	4,800	5,217	39,400	41,157	500	483	44,700	46,857	約514億円
26年度	5,300	5,638	40,500	43,586	500	482	46,300	49,706	約530億円
27年度	5,600	6,546	43,600	46,839	500	542	49,700	53,927	約569億円

(人)

※活用人数については、各年度とも5月1日現在のもの(文部科学省特別支援教育課調べ)。

高校段階の特別支援教育推進のための教員研修(平成24年)

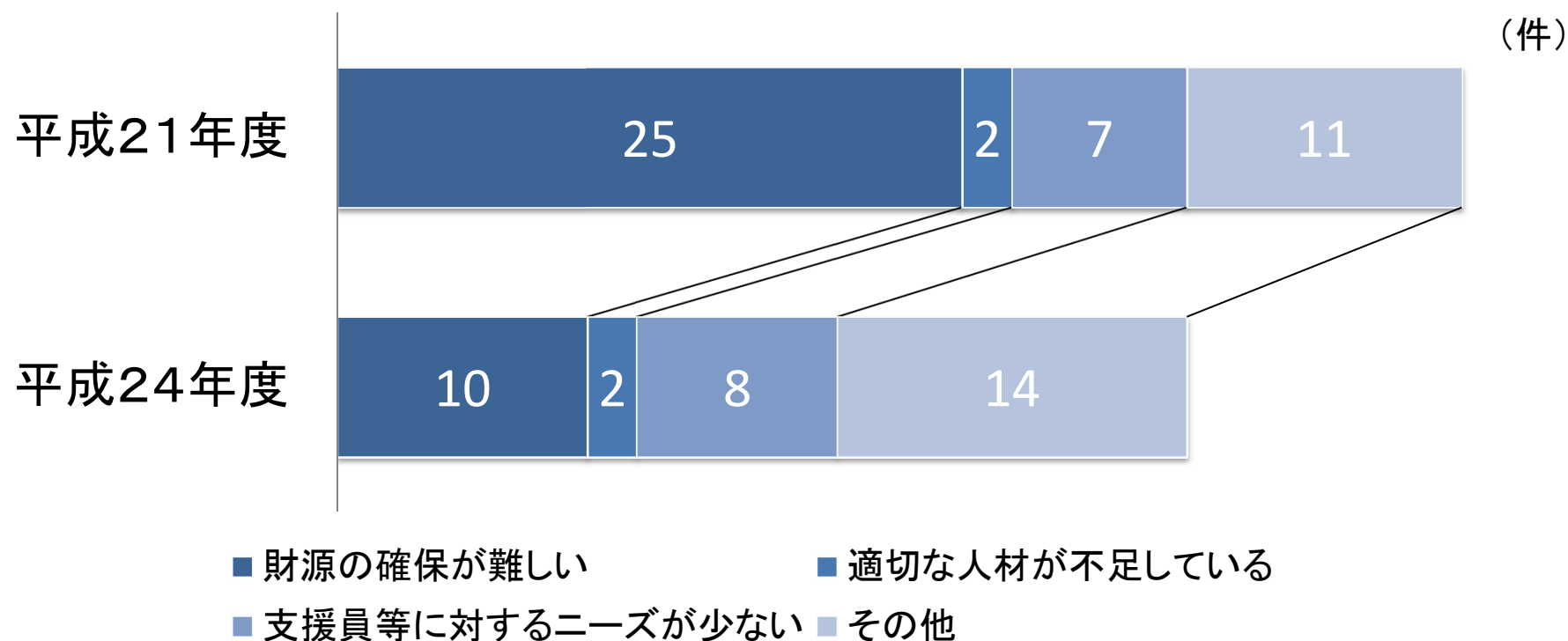
- 都道府県・政令指定都市が実施している、高校段階の特別支援教育推進のための研修の対象 (複数回答)(平成24年5月1日)
- 研修の講師は、「大学教員、専門委員会の職員等」(59件)及び「管轄する教育委員会の指導主事」(52件)が多い。特別支援学校や高等学校のコーディネーターも30件前後に上る。



出典:「高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究
－授業を中心とした指導・支援の在り方－」(平成25年 国立特別支援教育総合研究所)

高等学校に特別支援教育支援員等を配置していない理由

- 都道府県・政令指定都市が特別支援教育支援員等を配置していない理由
(複数回答)(平成24年5月1日)
- 「財源の確保が難しい」という回答は減少している。



出典:「高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究－授業を中心とした指導・支援の在り方－」
(平成25年 国立特別支援教育総合研究所)

【その他】

- ・ 現在、配置に関する研究を行っている
- ・ 各校の教育的ニーズと人材の調整が困難である
- ・ 障害のある生徒の就学援助に係る非常勤講師を配置している
- ・ 障害種別毎にどのような支援が必要なのか検討する必要がある 等

中学校と高等学校の連携の推進のため取組例

- 高等学校が中学校との連携のために具体的な取組を行っているかについて、「行っている」と回答した都道府県・政令指定都市教育委員会は半数を超えた。
(平成24年5月1日)

1. ガイド等の作成

- ・「障害等のある生徒の高等学校進学にかかるガイド」を作成し、連携について指導している
- ・高等学校の学校教育指導重点解説の中に「入学許可予定者の発表後、特別な教育的支援を必要とする生徒の状況を的確に把握するため、中学校等と十分な連携を図る」と盛り込んだ

3. 入学者選抜前後の情報交換等

- ・入学者選抜の合格発表後に、指導方法等の引継ぎを行っている
- ・中高連絡会において、入学が決まった生徒について配慮が必要な場合に情報提供を行う。入学後に情報交換が必要な場合には中高ブリッジ会議を開催している
- ・要配慮状況について中学校長から志願先の高等学校長に伝えるよう、市町村教育委員会の担当者に対し説明を行っている
- ・入学前の情報交換会を実施している

2. 個別の教育支援計画等の活用

- ・個別の教育支援計画を活用した引継を推進
- ・「サポートノート」（「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を合本したもの）や指導要録抄本を用いて、個別に引き継ぎを行っている

4. 連携会議等の情報交換の場の設定

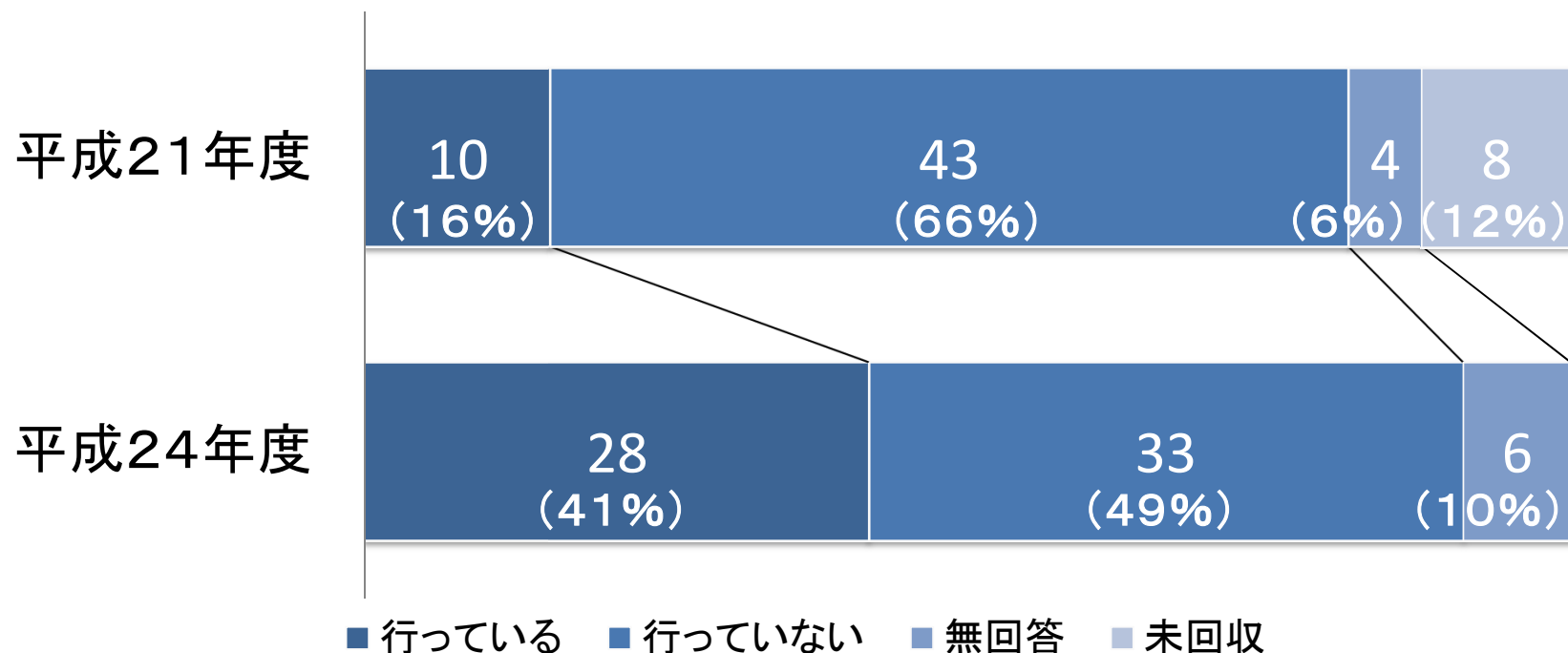
- ・特別支援教育コーディネーターの連携会議を開催し、情報交換を行っている
- ・県立特別支援学校が、センター的機能の一環として、地域の高等学校、中学校に参加を呼びかけた連携協議会を実施
- ・中高生徒指導主事連絡協議会を年2回実施

5. 研修会等を利用した情報交換

- ・中学校と高等学校の特別支援教育コーディネーター研修を同時期に行い、意見交換や情報交換を行う場を設けている

定時制課程のある高等学校への重点的な支援の取組

- 支援を「行っている」と回答する都道府県・政令指定都市が増加している。
- 取組の内容は、主に人的配置の工夫や巡回相談等による支援。



【人的配置の工夫の例】

- ・ 学習支援員の配置 (4)
- ・ スクールカウンセラーや相談員の配置 (18)
- ・ スクールソーシャルワーカーの派遣 (2)
- ・ 必要度に応じて、介助員を派遣 (2)
- ・ 学生ボランティアの活用 (2)

【巡回相談等による支援の例】

- ・ 巡回相談員、地域コーディネーターの派遣・センター的機能の活用 (8)
- ・ 指導主事が学校を訪問し、校内研修や直接支援方法を助言
- ・ 大学と連携し、学生・院生を支援員として配置したり、教授による巡回指導を行ったりしている

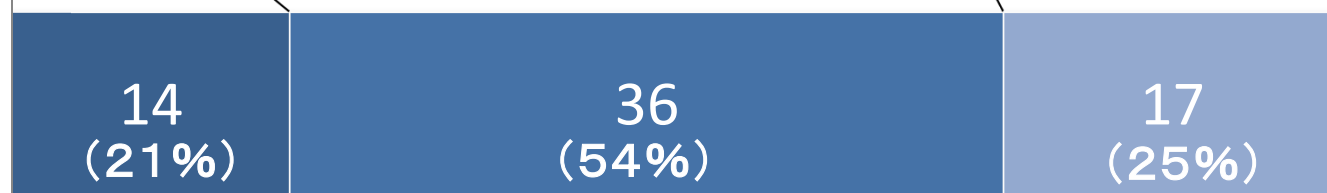
通信制課程のある高等学校への重点的な支援の取組

- 支援を「行っている」と回答する都道府県・政令指定都市が増加しているが、依然として「行っていない」が過半数を占めている。
- 取組の内容は、スクールカウンセラーや相談員の配置が大部分を占める。

平成21年度



平成24年度



■ 行っている ■ 行っていない ■ 設置していない ■ 無回答 ■ 未回収

【取組の例】

- ・ 巡回相談員の派遣 (4)
- ・ スクールカウンセラーや相談員の配置 (14)
- ・ 介助員や学習支援員を配置
- ・ 学生ボランティアの活用

高等学校WG 報告主なポイント

平成21年8月27日 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 高等学校ワーキング・グループ

特別支援教育の必要性・体制整備状況

必要性

- ・中教審答申(H17)、学校教育法改正
- ・**高校進学者の約2%が支援を要する**状況
(全日制に比し定時制・通信制では相対的に高い割合)

現状

- ・小・中に比し体制整備に相対的遅れ（校内委・コーディネーター：7割強、個別の指導計画・教育支援計画：1割前後 → 特に私立高の遅れ顕著）
- ・各種モデル事業等の成果を踏まえた対応が進捗

キャリア教育・就労支援等

- ・社会生活・就労への適応力向上のための指導・支援充実
(SST*など：モデル事業成果の普及、特別支援学校との連携等)
- ・関係機関との連携・情報提供
(学校・企業の橋渡し人材配置等)
- ・卒業後の継続的就労支援
[* Social Skill Training]

出口側の支援

体制の充実強化と指導・支援の充実方策

体制充実

- ・管理職・教職員や生徒・保護者の理解・認識向上
- ・専門性ある支援員の配置（財政措置の必要性）
- ・生徒指導等既存の校内組織との連携
- ・特別支援学校のセンター的機能活用／私立高校への支援

指導充実

- ・障害特性に応じた教科指導／多様な評価方法（レポート指導等）
- ・**特別の教育課程編成の検討（学習指導要領による教育課程の弾力的運用／通級指導に類する実践等：生徒の自尊感情への配慮要）**
- ・ICTの活用／先進・優良実践事例の情報集積・発信

高校の内容(体制・指導)充実

入口側の支援

入試における配慮・支援

- ・公平性を基本とした配慮と保護者への周知
- ・中高連携（情報提供・入学決定後の引継ぎ等）



高校における通級による指導に係る提言①

高等学校における特別支援教育の推進について 高等学校ワーキング・グループ報告

(H21.8.27 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議
高等学校ワーキング・グループ)

- (略) 通級による指導については、将来の制度化を視野に入れ、まずは現行制度の中で教育課程の弾力的な運用や指導の工夫により、各地域・学校の実態・ニーズに即し、通級による指導に類した種々の実践を進める必要がある。その上で、制度化については、特別の教育課程編成や教員定数の在り方等についての検討を併せ行うことが必要である。

(略)

- ただし、高等学校における通級による指導を考える場合には、通級指導教室に通う生徒の自尊感情や集団から離れて別の活動を行うことへの心理的な抵抗感にも配慮することが必要である。

高校における通級による指導に係る提言②

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)

(H24.7.23 中央教育審議会初等中等教育分科会)

- 現行制度上、高等学校においては、教育課程の弾力的運用を行うことはできるが、小・中学校の通級による指導や特別支援学級のような特別な教育課程の編成を行うことができない。そのため、自立活動の内容を参考にした学校設定科目を設けて選択履修できるようにすることができるものの、自立活動として行うことはできない。このため、高等学校において、自立活動等を指導することができるよう、特別の教育課程の編成について検討する必要がある。

高校における通級による指導に係る提言③

初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ ～高校教育の質の確保・向上に向けて～

(H26.6 中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会)

- また、学校教育法においては、高等学校において障害のある生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが明記され、学習指導要領により弾力的な教育課程の編成が可能となっている一方で、通級による指導や特別支援学級に係る「特別の教育課程」を編成することが法令に規定されていない。

今後は、教育課程の弾力的な運用や指導の工夫により、種々の実践を進めるとともに、特別の教育課程の編成や教職員定数の在り方についても検討を深めることが必要である。

高校における通級による指導に係る提言④

自民党・教育再生実行本部特別支援教育部会の論点整理 (H27.5 自民党・教育再生実行本部特別支援教育部会)

2. 高等学校等における特別支援教育の在り方

【論点】 高等学校等における特別支援教育をさらに推進していくためには、
どのような取組が必要か。

- ・ 障害のある子供がその特性や能力を生かし明るい希望を持って社会で活躍できるよう、自立と社会参加を見据え、生徒1人1人の特性や能力に応じたキャリア教育や就労支援の充実が必要。
- ・ 高等学校における通級による指導の制度化を検討すべき。
- ・ 高校学校入学試験や大学入学者選抜における配慮を充実させていくことが必要。

自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業

個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル 平成27年度予算額 110百万円（平成26年度予算額 129百万円）

障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるよう「特別の教育課程」の編成に関する研究とともに、障害のある生徒の主体的な取組を支援するという視点に立ち、その持てる力を高めるよう、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を実施し、高等学校における特別支援教育の充実を図る。

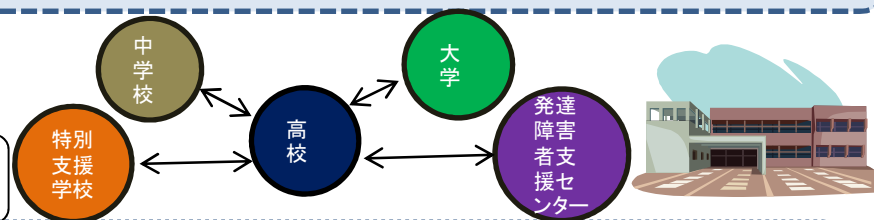
文部科学省

指定

【25地域（1地域当たり高校1校程度）】

【3カ年（H26－28）の研究指定】

- 1年目：教育課程の特例に向けた準備、一部試行的実施
- 2年目：教育課程の特例の適用、全体の試行的実施
- 3年目：2年目の実施結果を踏まえた改善・実施



◎対象：言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

①運営協議会の設置

ネットワークの構築

・高校、中学校、特別支援学校、大学、発達障害者支援センター等によりネットワークの形成を図り、支援体制を構築。

生徒の実態把握

・中学校からの引き継ぎ、諸検査の活用等により、生徒の障害の状態や特性、得意分野等の実態把握を実施。

必要な教育内容の検討

・生徒の実態把握を踏まえた、自立活動の指導、得意分野を伸ばす教科指導など、教育課程全体の検討。

個別の教育支援計画・指導計画の作成

②障害に応じた特別の指導

※教育課程の特例を適用（学校教育法施行規則第八十五条）

自立活動の指導

・障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした自立活動の指導を実施。

教科・科目の補充指導

・障害の状態に応じた各教科・科目の補充指導を実施。

自立活動等担当教員

・自立活動などの障害に応じた特別の指導を担当する教員を配置。

合わせて年間1～8単位程度

外部人材等の活用

③個々の能力・才能を伸ばす指導

一斉授業の改善工夫

・障害のある生徒と、ない生徒が共に学ぶ一斉授業での、理解しやすい授業づくり、障害のある生徒への個別の配慮等。

能力・才能を伸ばす重点指導

・障害のある生徒の得意分野を伸ばす教科指導の充実、指導上の配慮の検討。

・大学教員・芸術家等の外部の専門家による専門的な指導
・大学・研究機関等の施設設備を活用した実験・実習等。

高等学校における特別支援教育の充実

自立活動により、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服
（例）クラスの仲間とのコミュニケーションなど対人関係が困難。
→自立活動の「人間関係の形成」に関する指導により改善



一斉授業等の中で、得意分野を更に伸ばす
（例）読むことは困難だけど、計算はズバ抜けている。
→文章を図解するなど視覚化を重視した国語の一斉授業の改善
（理解しやすい授業づくり）や、数学重点コースの設置など



高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育充実事業

<平成26年度開始>

	団体名	学校名
1	北海道	北海道上士幌高等学校
2	青森県	青森県立北斗高等学校
3	茨城県	茨城県立茎崎高等学校
4	千葉県①	千葉県立佐原高等学校
5	千葉県②	千葉県立幕張総合高等学校
6	神奈川県①	神奈川県立綾瀬西高等学校
7	神奈川県②	神奈川県立釜利谷高等学校
8	長野県	長野県箕輪進修高等学校
9	静岡県	静岡県立静岡中央高等学校
10	滋賀県	滋賀県立愛知高等学校
11	京都府	京都府立田辺高等学校
12	大阪府	大阪府立岬高等学校
13	兵庫県	兵庫県立西宮香風高等学校
14	島根県	島根県立邇摩高等学校
15	岡山県	岡山県立岡山御津高等学校
16	徳島県	徳島県立海部高等学校
17	佐賀県	佐賀県立太良高等学校
18	長崎県	長崎県立佐世保中央高等学校
19	新潟市	新潟市立明鏡高等学校

<平成27年度開始>

	団体名	学校名
1	北海道①	北海道本別高等学校
2	北海道②	北海道大樹高等学校
3	山形県	山形県立新庄北高等学校

小・中学校における通級による指導（関係法令）

【学校教育法施行規則】

第百四十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

【平成5年1月28日文部省告示第7号】

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、同項の規定による特別の教育課程について次のように定め、平成5年4月1日から施行する。

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第140条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童または生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

- 1 障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。
- 2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第140条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

【小学校学習指導要領解説 総則編】

指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。

小・中学校における通級による指導（関係通知）

【障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)(抄)

(平成25年10月4日 文部科学省初等中等教育局長通知)】

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

小・中学校における通級による指導（関係通知）

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

小・中学校における通級による指導（関係通知）

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

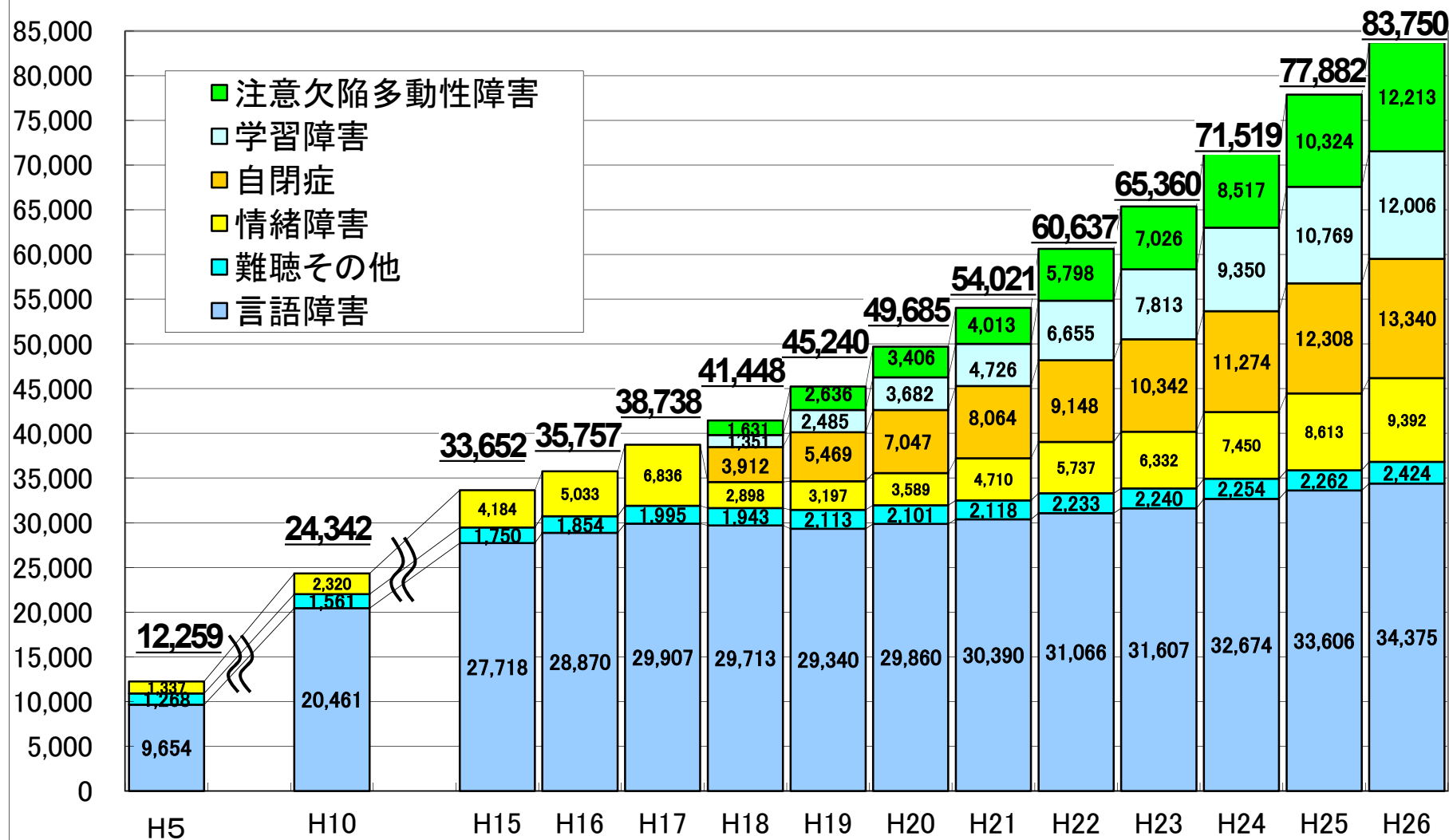
オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

通級による指導の現状(小・中学校合計)

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



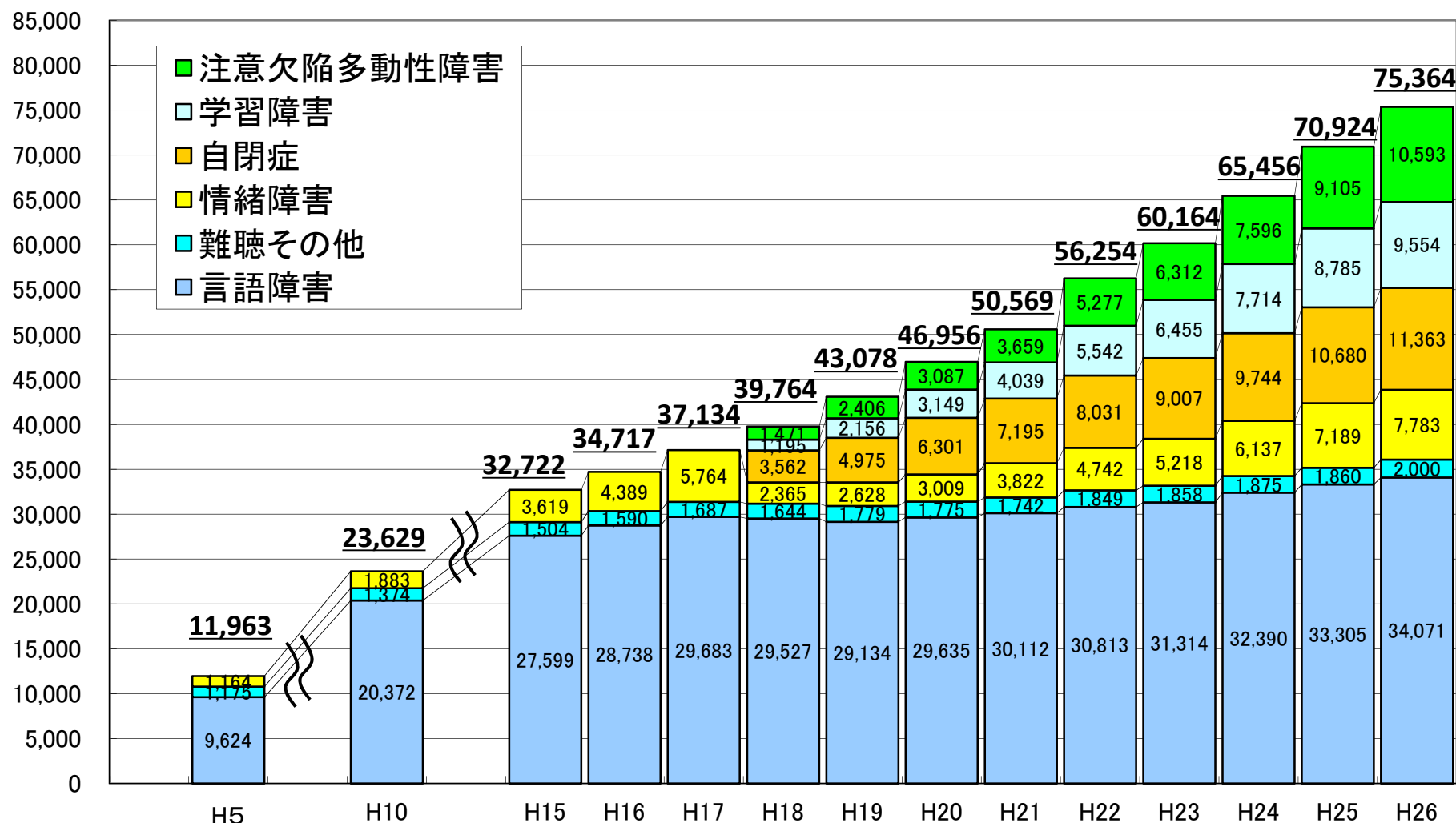
※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

通級による指導の現状(小学校のみ)

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小学校合計)



※各年度 5 月 1 日現在

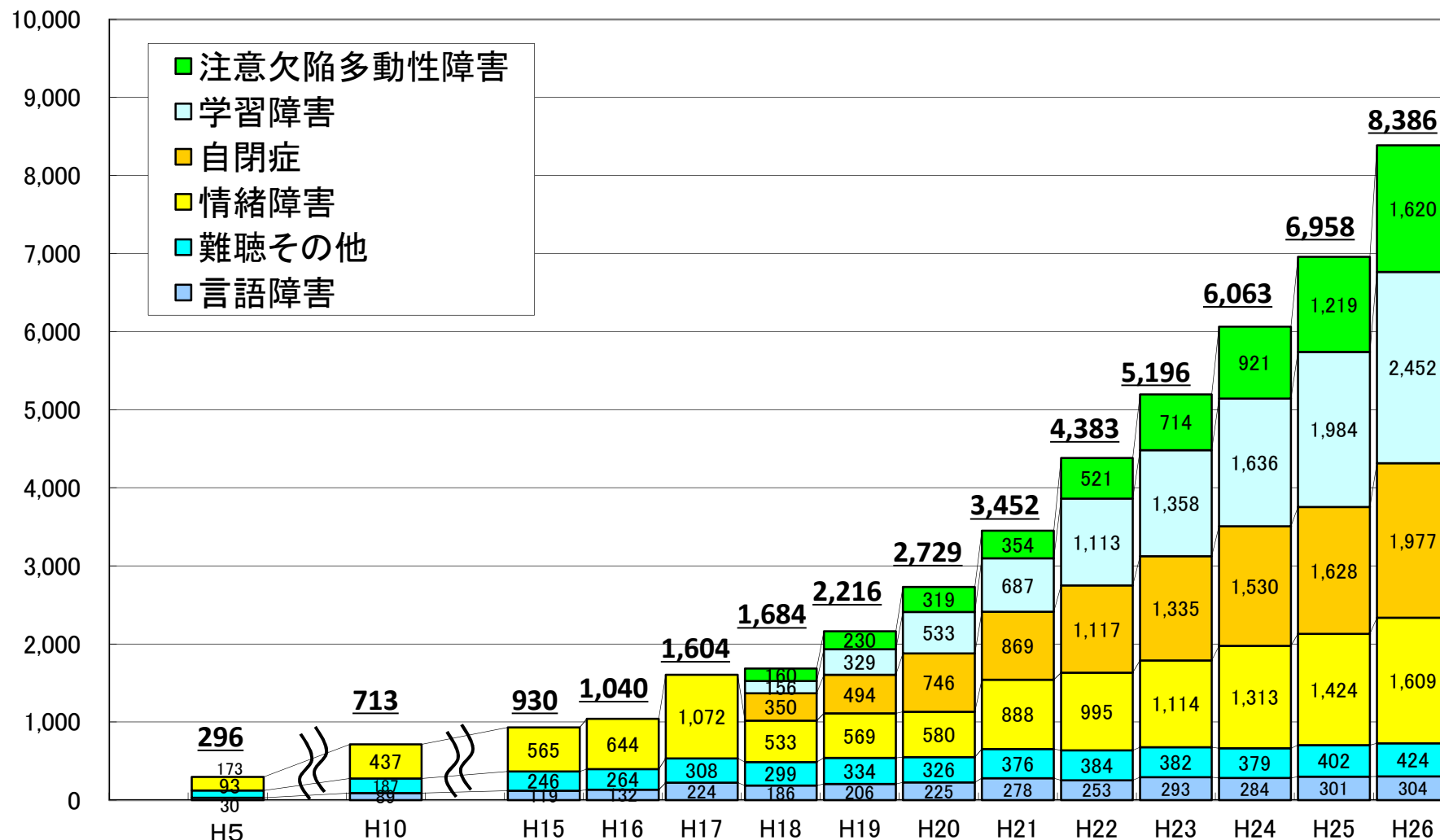
※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成 18 年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定

(併せて「自閉症」も平成 18 年度から対象として明示：平成 17 年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応) -34-

通級による指導の現状(中学校のみ)

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立中学校合計)



※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応) -35-